

10 新潟市小災害見舞金支給基準

平成14年3月15日改正

新潟市小災害見舞金支給要綱（以下「要綱」という。）による見舞金の支給に係る取り扱い
は、次のとおりとする。

1 用語の定義

(1) 災 害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象、火事若しくは爆
発等をいう。

(2) 住 家

現実に居住のために使用されている建物をいう。したがって学校、病院等の施設の一
部に住み込んで居住している場合又は通常住家として取り扱われない土蔵又は小屋等
であっても事実上住家として使用している場合は、使用部分について住家として取り扱う。

(3) 世 帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。したがって寄宿舎、下宿その他これに類
する施設等に宿泊するもので共同生活を営み、各個人の独立性が認められないものにつ
いては、原則として一世帯として取り扱うものとする。又住込店員等の単身者は、当該
家族と同一の世帯員として取り扱うものとする。

2 災害の様態

要綱を適用する災害の様態は、原則として次の場合とする。

(1) 災害の原因、被災地域が同一のとき

(2) 被災地域は分散しているが、災害の原因が同一現象によるとき（豪雨のため異なる河 川の堤防が決壊し、それぞれ被害が生じた場合など。）

3 住家滅失世帯数の認定

住家が滅失した世帯数の認定は、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2
世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない
状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

4 被害程度の認定

(1) 全壊、全焼又は流失

住家が その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家部分が倒壊、流
出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用す
ることが困難なものをいい、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面
積がその延面積の70パーセント以上に達したもの、又は住家の主要な構成要素の経済的
被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50パーセント以上に達
した程度のものをいう。

(2) 半壊及び半焼

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが補修すればもとどおりに使用できる程度のものをいい、具体的には住家の損壊又は焼失した部分はその住家の延面積の20パーセント以上70パーセント未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20パーセント以上50パーセント未満のものをいう。

(3) 床上浸水

浸水がその住家の床上に達した程度のものをいう。したがって店舗併用住宅の場合店舗内の床上に浸水しても住家の床上に浸水しなければ床上浸水として取り扱わない。

(4) 土砂のたい積

土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったものをいう。

(5) 重傷者

当該災害のため負傷し、医師の診断により1か月以上の治療を要する見込の者をいい、具体的には入院治療中のもの又は入院はしていないが入院しなければならない状態にある者、負傷のため日常生活に著しく支障のある者をいう。

(6) 死亡者

当該災害のため、災害発生時から48時間以内に死亡した者又は行方不明の状態にあるが、状況からしてすでに死亡していることが確実な者をいう。

(7) その他

消防法第29条の規定により延焼防止活動等のためその住家に損害が生じたときは、その損害程度により前記(1)又は(2)に該当するものとして取り扱う。

5 見舞金の支給

(1) 住家被害世帯に対する見舞金は、原則として世帯主に支給する。

(2) 重傷者に対する見舞金は、原則として当該重傷者に支給する。

(3) 死亡者に対する見舞金は、その親族又は葬祭を行う者に支給する。

附 則

この基準は昭和45年4月1日より施行する。

附 則

この基準は平成14年4月1日より施行する。